

入会金及び会費規定

一般社団法人輸入住宅産業協会定款（以下「本定款」という。）第7条第3項の規定により、入会金及び会費の額、支払方法等について、次の通り定める。

1 入会金及び会費の額

(1) 入会金

正会員A 20万円 正会員B 15万円

正会員C 10万円 協力会員 20万円

(2) 会費（年額）

正会員A 36万円 正会員B 18万円

正会員C 9万円 協力会員 18万円

(3) 賛助会員については、入会金及び会費を徴しないものとする。

尚、正会員A、Bの区分は以下の通りとし、正会員は、その区分の変更を希望する場合は、理事会の承認を受けなければならないものとする。

正会員A 売上規模10億円以上を有する者を標準とする。

正会員B 売上規模2億円以上を有する者を標準とする。

正会員C 売上規模2億円未満を有する者を標準とする。

年度の途中で正会員区分の変更があった場合は、第4項第3号及び第4号に準じて、既納年額会費との差額を速やかに支払うものとし、既納の会費については返金しないものとする。

2 役員所属会員の会費

(1) 会長会員（会長の所属する会員をいう。）

正会員A会費年額の3倍

(2) 副会長会員（副会長の所属する会員をいう。）

正会員A会費年額の2.5倍

(3) その他の役員（その他の役員の所属する会員をいう。）

正会員A会費年額の2倍

尚、年度の途中で役員所属会員となった場合は、第4項第3号及び第4号に準じて、既納年額会費との差額を速やかに支払うものとし、年度の途中で役員の所属しない会員となった場合であっても既納の会費については返金しないものとする。

3 入会金及び会費の支払方法

- (1) 会員は、本定款第6条第1項の規定による入会申込書を提出し、理事会が承認した日（以下「入会承認日」という。）以降、速やかに所定の入会金を支払うものとする。
- (2) 初年度における会費は、年額会費を月額に案分した額に、入会承認日の属する月の翌月から計算し、当該年度内の残りの月数を乗じた額とし、入会金と同時に支払うものとする。
- (3) 2年度目以降の会費は、所定の額を当該年度の初月の末日までに支払うものとする。

4 会員資格の変更の際の会費の支払方法

- (1) 本定款第6条第2項の規定により、正会員の資格を得た会員については、所定の入会金の支払義務を免除するものとし、また既納の入会金については返金しないものとする。
- (2) 本定款第6条第2項の規定により、正会員の資格を得た会員は、会員資格変更申込書を会長に提出し、理事会が承認した日（以下「変更承認日」という。）以降、速やかに所定の会費を支払うものとする。
- (3) 変更承認日の属する年度における会費は、①変更前の年額会費に加えて、②変更後の年額会費を月額に案分した額と変更前の年額会費を月額に案分した額の差額に、変更承認日の属する月の翌月から計算し、当該年度内の残りの月数を乗じた額とし、変更承認日以降、既納の年額会費との差額を速やかに支払うものとする。
- (4) 前号の規定は、変更後の年額会費が変更前の年額会費を上回る場合に適用されるものとし、変更後の年額会費が変更前の年額会費を下回る場合であっても既納の会費については返金しないものとする。
- (5) 会員資格の変更後2年度目以降の会費は、所定の額を当該年度の初月の末日までに支払うものとする。
- (6) 本項の規定は、理事会の承認を受けて会員資格を変更し、正会員から正会員以外の会員となった場合についても準用されるものとする。

5 支払先口座の指定

入会金及び会費は、一般社団法人輸入住宅産業協会が指定した口座に振り込むものとする。

6 本規定の適用日

この規定の適用は、令和4年26年4月1日からとする。